

# 中川事務所新聞

第 1 3 1 号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【NISAのH26年分の利用は今月下旬まで】

投資で得た利益が非課税になるNISA（少額投資非課税制度）は、年間利用枠が100万円となっていますが、今月下旬でH26年分の利用枠が締め切られます。口座をお持ちの方は今一度利用状況の確認をお勧めします。

### 【通勤手当の非課税限度額が改正されました】

車等の交通用具を使用している従業員への通勤手当の限度額がH26/4月に遡って改正され



ています。

通勤距離（片道）

改正前 改正後

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| ・ 2km未満（全額課税）  |                 |
| ・ 2km以上10km未満  | 4,100円 4,200円   |
| ・ 10km以上15km未満 | 6,500円 7,100円   |
| ・ 15km以上25km未満 | 11,300円 12,900円 |
| ・ 25km以上35km未満 | 16,100円 18,700円 |
| ・ 35km以上45km未満 | 20,900円 24,400円 |
| ・ 45km以上55km未満 | 24,500円 28,000円 |
| ・ 55km以上       | 24,500円 31,600円 |

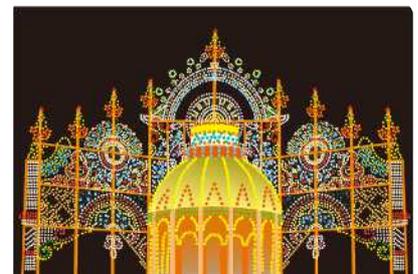
旧基準で既に給与処理している場合は、年末調整で清算することになります。お間違え無く。

### 【12月の事務予定】

- ・ 12月決算法人期末実地棚卸
- ・ 9月決算建設業決算変更届
- ・ 10月決算法人確定申告 & 納税
- ・ 4月決算法人中間申告 & 納税
- ・ 冬季賞与支給
- ・ 年末調整
- ・ 冬休み

### 【お知らせ】

- ・ 下記期間は当事務所の年未年始休業です。  
12/28 ~ 1/4
- ・ 1月号の本紙は休刊です。



## 知ってお得！？法律雑学

Q．風邪をひいてしまいましたが、年末の忙しい時期なので頑張って仕事に行こうと思います。でも、他人にうつすと何か問題があるのでしょうか？

A．過去の裁判例によると、「傷害罪は、暴行によらず、病毒を他人に感染させた場合にも成立する」というものが

あります。（最高裁昭和27年6月6日）

それゆえ、わざと相手に風邪をうつした場合は、刑法の傷害罪が成立し、10年以下の懲役又は30万円以下の罰金もしくは科料に処せられるということになります。

実際のところ、うつされた側が確実にその相手の風邪で

あることを証明するのは非常に困難だとは思いますが。裁判長の判断次第で有罪もあり得るということです。



# 経営談義

## 【消費増税で資金繰りが楽に？】

消費税の再増税は延期となりましたが、春からの8%への上昇について改めて検証してみましょう。

売上高1,000万円、仕入高800万円の場合

5%のとき

1,000万円×5% = 50万円

800万円×5% = 40万円

差引納税額 = 10万円

8%になった

1,000万円×8% = 80万円

800万円×8% = 64万円

差引納税額 = 16万円

5%から8%への増税は、直感的に単なる3%分の上昇と思うかもしれませんが、納める税金は1.6倍になります。

消費税の納税は決算の時とそれから半年後の年2回が基本です(年1回の会社もあります)。ということは、社内に預かっている消費税がこれまでの1.6倍になって、これが通常の運転資金に流用されると資金繰りが一時的に楽になります。利益が増えたわけでもないのに普通預金の残高が増えていればその可能性が大かもしれません。

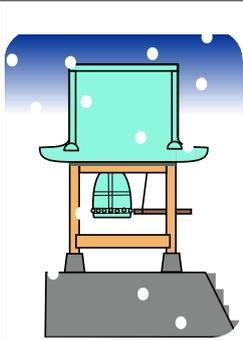
パクトで襲ってきます。

加えて、消費税の転嫁を適切に行っていない場合は、営業面での資金繰り難が加わる(仕入れだけが増える)ので、このインパクトはさらに大きくなります。

事業の継続という視点では、消費税を少なくする方法はありません。一時的に少なくすることは可能かもしれませんが、後で清算されるか赤字になっているかのどちらかです。となると、対応策は積立で資金の準備をするのが一番現実的で真っ当な方法です。



もちろんこの資金繰り改善は錯覚で、日常の楽さが納税時に一気に清算されます。つまり、納税時の重税感と資金繰り難がこれまで以上のイン



今年も残すところ1ヶ月を切りました。昨年は事故に明け暮れたような感じでしたが、今年は何事もなく終わろうとしています。最後まで気を抜かず無事1年を終えましょう。

今年のふるさと納税は去年より気合を入れてマグロ、牛肉、大吟醸、ジェラート、バター、プリン、チロルチョコ330個など、多くの特産品を手に入れました。加えて地元

あじがわ

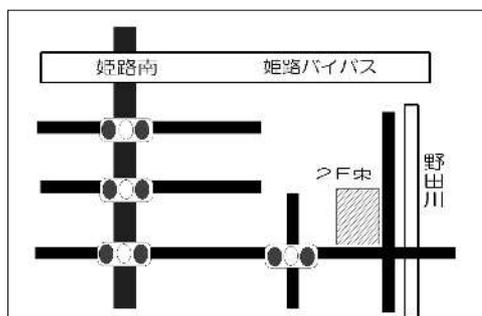
ワンストップ「経営・生活」サポーター

## 行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・予防法務(問題が起こる前の対策)
- ・戦略会計(経営に役立つ会計)
- ・マネジメント(経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp